

2024年9月26日

各 位

会 社 名 株式会社 J T O W E R
代表者名 代表取締役社長 田中 敦史
(コード番号：4485、東証グロース)
問合せ先 上席執行役員 CFO
経営企画・財務本部 本部長 稲野辺 英輝
(TEL. 03-6447-2614)

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシーは、株式会社 J T O W E R の株券等を対象とする公開買付けに関する 2024 年 8 月 15 日付公開買付届出書について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を 2024 年 9 月 26 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2024 年 8 月 15 日付「公開買付開始公告」を別添のとおり訂正いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー（公開買付者）が、株式会社 J T O W E R（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年9月26日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2024年9月26日

各 位

会 社 名 ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー

代 表 者 名 チーフエグゼクティブオフィサー マーク・ガンジー

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社 J TOWER（コード番号：4485、株式会社東京証券取引所グロース市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024 年 8 月 15 日から本公開買付けを実施しております。

公開買付者は、対象者株式の取得に関して、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。以下、「外為法」といいます。）第 27 条第 1 項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行って行っておりましたが、今般、外為法第 27 条第 2 項但書に基づき、2024 年 9 月 25 日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2024 年 9 月 26 日から公開買付者による対象者株式の取得が可能となりました。これに伴い、公開買付者が 2024 年 8 月 15 日付で提出した本公開買付けに係る公開買付届出書（2024 年 9 月 6 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び 2024 年 9 月 17 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及びその添付書類である 2024 年 8 月 15 日付「公開買付開始公告」（以下「本公開買付開始公告」といいます。）について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第 27 条の 8 第 2 項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を 2024 年 9 月 26 日付で関東財務局長に提出しました。

これに伴い、公開買付者は、本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、本訂正は、法 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

1. 本公開買付開始公告の訂正内容

訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実~~に~~準ずる事実」とは、(i) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、(ii) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や

中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、(i) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、(ii) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

以上

【勧誘規制】

本発表資料は、本公開買付け及び2024年8月15日付「公開買付開始公告」の一部訂正を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付けの申込みの勧誘又は買付けの申込みを目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本発表資料は、有価証券に係る売却の申込みの勧誘又は買付けの申込みに該当するものではなく、又はそれらの行為の一部を構成するものではなく、本発表資料（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来に関する記載】

本発表資料中の記載には、「予期する」「予想する」「意図する」「予定する」「確信する」「想定する」等の、公開買付者、対象者、その他の企業等の事業の将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者及び対象者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況によって変わる場合があります。公開買付者及び対象者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するために将来の見通しに関する表現を改める義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条（e）項又は第14条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本発表資料及び参照方式で本発表資料に組み込まれる資料に含まれる全ての財務情報は、米国やその他の国で一般に公正妥当と認められる会計基準とは実質的に異なる会計基準に基づく可能性があります。また、本公開買付けの当事者の一部は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連会社を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条（b）項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に、対象者の証券を自己又は顧客の勘定で取得し又はそれらに関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても、同等の方法で開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、本発表資料の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合は、それらの制限に留意し、順守してください。本発表資料の発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する有価証券の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。